

福島県棚倉町－横浜市鶴見区

友好交流協定書

福島県棚倉町と横浜市鶴見区は、平成21年度の職員人事交流を契機に、今後、両都市の友好関係がさらに継続されることを目的として、相互の発展をめざし、次のとおり友好交流協定の締結をすることに合意する。

1. 両都市は、相互の交流及び協力関係を促進する。
2. 相互の自治体及び住民を主体とする交流・協力を行う。
3. 交流計画については、その都度、両都市及び両都市の住民間で協議し決定する。
4. この協定書の有効期間は締結の日から平成25年3月31日までとし、年度末までにいずれかの両都市から申し出のない場合には、延長することとする。

この協定書は、2部作成され、各1通を保有し、両文書は等しく正文である。

平成24年4月1日

福島県棚倉町長

横浜市鶴見区長